

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、「特定空家等」に該当する次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われなときは、京都市長が、所有者等の負担において当該措置を行うことを公告します。

令和2年10月30日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地

京都市左京区吉田神楽岡町138番

2 措置の対象となる建築物の構造

木造瓦葺平屋建て等

3 行うべき措置

- (1) 当該所在地内にある建築物（基礎の部分及び瓦屋根の付属棟を除く。）の除却
- (2) 当該所在地内にある樹木の伐採（敷地の境界を越えているものに限る。）

4 期限

令和2年12月1日（火）

5 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう通知すること。

(都市計画局まち再生・創造推進室)